

告 示

埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	
医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	施設の開設主体及び名称
	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	所在地